

平成 27 年 7 月 17 日 (金)	
所属名	健康福祉局保健部保健企画課
所属長名	松長 寿枝
電話番号	0 6 - 4 8 6 9 - 3 0 1 0

## 尼崎市災害対応病院の指定について

～ 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院を災害対応病院に指定します。～

災害救急医療体制の変化や、東日本大震災における医療活動を通じた課題を踏まえ、「尼崎市地域防災計画」、地域災害救急医療に係るマニュアル指針(平成 25 年 4 月 兵庫県医務課作成)及び「地域災害救急医療マニュアル(阪神南圏域版)」に基づき関係機関が実施すべき医療救護活動を定めた「尼崎市地域災害救急医療マニュアル」を策定しました。

これに基づき、兵庫県が指定する災害時に被災患者の受入・治療や救護班の派遣等を行う災害拠点病院に準じ、被災患者の受入れ、治療等の役割を担う災害対応病院として、本市が平成 27 年 7 月 1 日、独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院を指定し、協定を締結しました。

### 1 市が災害対応病院を指定する目的

非常災害時に、災害対応病院が市と連携して重症患者の受入を行う旨の協定を締結することで、市と独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院の更なる関係強化を図り、災害時救急医療体制の整備を進めるためです。

### 2 尼崎市災害対応病院の指定

- (1) 名称 独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院
- (2) 所在地 兵庫県尼崎市稲葉荘 3 丁目 1-69
- (3) 病床数 642 床(平成 27 年 4 月 1 日現在)

### 3 災害対応病院の指定要件

- (1) 平時
  - ・ 第二次救急医療機関であること。
  - ・ 病床数については、概ね 300 床以上であること。
  - ・ 兵庫県広域災害・救急医療情報システムが導入されていること。
  - ・ 市が設置する尼崎地域災害救急医療対策会議に参加すること。
- (2) 災害発生時
  - ・ 災害拠点病院に準じた被災患者の受入れ、治療等を行うこと。
  - ・ 市が設置する尼崎地域災害救急医療対策会議に参加すること。

#### (参考)

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ、派遣機能、広域搬送への対応機能等を持つものです。

尼崎市災害救急医療対策会議とは、災害発生に対する体制整備を進めるため、平時において市内における災害救急医療の確保に関する業務について、市内関係機関との連絡調整・協議を行う組織として、定期的に会議を開催するものです。

以 上